

□□□□□□□□ - □□□□□□□□□□ - □□

障害者雇用状況報告書
(法第45条の2の認定を受けた事業主用、グループ全体)

令和 年 6 月 1 日現在

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の規定により、
下記のとおり報告します。

令和 年 月 日 公共職業安定所長 殿

A	(ふりがな)		③ 主たる 事務所の 所在地	〒	-	-	-		
	① 法人名称								
	(ふりがな)								
B	区 分		合 計	C 事業主ごとの内訳					
	④ 適用事業所番号		/	-	-	-	-	-	-
⑤ 親事業主・関係子会社の別									
⑥ 名称及び代表者の氏名									
⑦ 主たる事務所の所在地									
C	⑧ 常用雇用労働者の数								
	(イ) 常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く)	人	人	人	人	人	人	人	人
(ロ) 短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人
(ハ) 常用雇用労働者の数 [イ+(ロ×0.5)]	人	人	人	人	人	人	人	人	人
(ニ) 法定雇用障害者の算定の基礎 となる労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人
D	⑨ 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数								
	(ア) 重度身体障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	人
(イ) 重度身体障害者以外の 身体障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人
(ロ) 重度身体障害者である 短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人
(ハ) 重度身体障害者以外の身体障 害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人
(ニ) 身体障害者の数 [(ア×2)+(イ)+(ロ×0.5)]	人	人	人	人	人	人	人	人	人
(ホ) 重度知的障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人
(ヘ) 重度知的障害者以外の 知的障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人
(ト) 重度知的障害者である 短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人
(チ) 知的障害者の数 [(ホ×2)+(ヘ)+(ト×0.5)]	人	人	人	人	人	人	人	人	人
(リ) 精神障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人
(ル) 精神障害者である 短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人
(レ) (ル)のうち 裏面 7-2 に該当する者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人
(ロ) 精神障害者の数 [(リ)+(ル)-(レ)×0.5]+(ル)	人	人	人	人	人	人	人	人	人
⑩ 計 [(ハ)+(チ)+(ロ)の]+[(ニ)+(チ)の]+[(ロ)の]+[(ロ)の]	人	人	人	人	人	人	人	人	人
⑪ 実雇用率 (⑩)/(⑧)×100	%								
⑫ 身体障害者、知的障害者又は 精神障害者の不足数 [(⑧)×(法定雇用率)-⑩]	人								
D 障害者 雇用推進者	役職名	氏名		E 記入 担当者	所属部署名		氏名		

(記載上の留意事項は、裏面にあります。)

安定所
処理欄

様式第6号の3(2) (裏面)

[注意]

- 1 この報告書は、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条の2の特例の認定を受けた事業主の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用状況（法第45条の2の特例における関係子会社（以下単に「関係子会社」という。）に雇用される労働者を含む。）について作成すること。
- 2 親事業主が個人である場合には、①欄及び⑥欄については当該親事業主の氏名を記載すること。
- 3 親事業主が個人である場合には、③欄及び⑦欄については当該親事業主の住所を記載すること。
- 4 ⑤欄については、親事業主の場合は「1」を、関係子会社の場合は「2」を記載すること。この際、親事業主、関係子会社の順に記載すること。
- 5 ⑧(イ)欄並びに⑨(ホ)、(ハ)、(ヌ)、(ル)及び(三)欄には、短時間労働者を含めないこと。
- 6 Cの⑧欄から⑩欄までについては、事業主ごとに、様式第6号の3(1)「障害者雇用状況報告書（法第45条の2の認定を受けた事業主用、事業所別）」のCの⑰欄から⑲欄までに記載した数字を記載すること。
- 7 ⑨欄及び⑩欄の（ ）内には、内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。
 - 7-2 ⑨(イ)欄には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者の数を記載すること。
 - ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に雇い入れられた者であること
 - ②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 8 ⑧(ハ)及び(ニ)欄、⑨(リ)、(カ)及び(ク)欄並びに⑩欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 9 ⑪欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 10 ⑫欄には、⑧(ニ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、⑩欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第1位まで記載すること。）。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。

なお、法定雇用率は一般の企業にあっては100分の2.3であること。